

三重県災害派遣福祉チーム派遣時の取り扱いについて

三重県災害派遣福祉チーム（以下、三重県DWA T）登録者の取り扱いを、以下のとおり定めます。

1 基本的心構え

三重県DWA Tは、厚生労働省通知平成30年5月31日付社援発0531第1号「災害時の福祉支援体制の整備について」に基づき三重県に設置された組織です。

三重県DWA T登録者は、活動中は礼節を大切にし、三重県DWA Tの一員として自覚のある行動をすることとします。

2 三重県DWA T登録者の身分

活動期間中の三重県DWA Tの身分は、以下のとおりとします。

(1) 福祉施設等の職員

所属する福祉施設等の職員として活動します。

(2) 福祉施設等の職員でない者

三重県災害福祉支援ネットワーク本部の指示に従い、活動します。

3 人件費及び派遣先への交通費について

三重県が、災害救助法に規定する災害救助費より支給します。

災害救助法の適用とならない災害の場合、その都度協議します。

4 保険について

活動期間中に傷害等を受けた場合、以下の保険による補償とします。

なお、三重県災害福祉支援ネットワーク事務局（三重県社会福祉協議会）が加入する各保険は、別表をご確認ください。

(1) 本人のケガ等の補償

①福祉施設等の職員

ア 活動中の場合

所属する福祉施設等の労災保険制度

イ 活動時間外の場合

三重県災害福祉支援ネットワーク事務局が加入する国内旅行傷害保険

②福祉施設の職員でない者

三重県災害福祉支援ネットワーク事務局が加入する国内旅行傷害保険

(2) 活動中の損害賠償

三重県災害福祉支援ネットワーク事務局が加入する損害賠償責任保険

(別表)

三重県災害福祉支援ネットワーク事務局が加入する保険等

<引受保険会社 あいおいニッセイ同和損保>

1 国内旅行傷害保険

(1) 死亡後遺障害	3,000,000円
(2) 入院日額	3,000円
(3) 通院日額	2,000円
(4) 手術入院	30,000円
(5) 手術通院	15,000円
(6) 損害賠償	100,000,000円

2 介護保険・社会福祉事業者総合保険(損害賠償責任保険)

(1) 対人賠償	300,000,000円
(2) 対物賠償	20,000,000円

3 感染症見舞金

(1) 葬祭見舞金	1,000,000円
(2) 入院・通院見舞金	
7日以内	30,000円
30日以内	50,000円
31日以上	70,000円